

大分大学医学部遺伝子検査ラボ規程

令和2年10月7日制定

令和2年医学部規程第2-1号

(設置)

第1条 この規程は、遺伝子に関する教育、研究及び医療の発展に寄与し、もって地域医療・健康の向上に貢献するために設置する大分大学医学部遺伝子検査ラボ（以下「遺伝子ラボ」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 遺伝子ラボは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 遺伝子検査に関する事項
- (2) 遺伝子の教育・研究に関する事項
- (3) 先進医療申請の支援に関する事項
- (4) その他遺伝子に関する教育、研究及び医療に関し必要な事項

2 前項第1号の遺伝子検査の受託に関し必要な事項は、別に定める。

(構成)

第3条 遺伝子ラボは、次の各号に掲げる職員をもって構成する。

- (1) 遺伝子ラボ長
- (2) その他医学部長が必要と認める者

(遺伝子ラボ長)

第4条 遺伝子ラボ長は、遺伝子ラボの業務を掌理する。

- 2 遺伝子ラボ長は、学部長が指名する。
- 3 遺伝子ラボ長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 遺伝子ラボ長に欠員が生じた場合の補欠の遺伝子ラボ長の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 遺伝子ラボの管理運営に関する事項を審議するため、大分大学医学部遺伝子ラボ運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 遺伝子ラボ長
 - (2) 臨床検査医学を専門とする教授 1人
 - (3) 検査部技師長
 - (4) 内科系又は外科系の診療科の医師 若干人
 - (5) その他学部長が必要と認める者
- 3 前項第2号、第4号及び第5号の委員は、学部長が指名する。

(任期)

第6条 前条第3項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第7条 委員会に委員長を置き、遺伝子ラボ長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第8条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事の特例)

第9条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより委員会を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは、当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について次の委員会において報告しなければならない。

(代理出席)

第10条 委員長は、委員が都合により出席できないときは、委員からの申出により、代理者の出席を認めることができる。

(委員以外の者の出席)

第11条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第12条 遺伝子ラボに関する事務は、医学・病院事務部経営戦略課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定めるもののほか、遺伝子ラボの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和3年医学部規程第2－2号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。